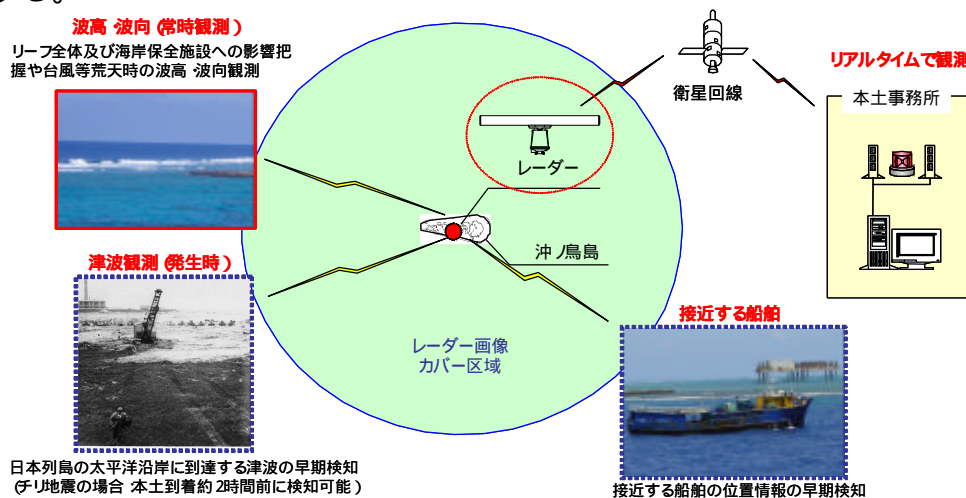


(6) その他の新たな取り組み < 新規予算事項等 >

沖ノ鳥島の管理の充実

沖ノ鳥島周辺の海象については、昭和63年以降観測を続けているところであるが、リーフ外の波高データについては、リーフ外の地形が急峻でかつ水深が深いため従来の波高計を設置できないことから現在まで計測できず、リーフ全体及び海岸保全施設の保全に有効なデータの入手が行えない状態である。

このため、沖ノ鳥島に海象観測用レーダーを導入し、常時波高観測を行うことで、同島のリーフ全体及び海岸保全施設への影響把握(リーフ内の波浪解析)や台風等荒天時の波高監視を行い迅速な対応を可能とするなど、有効かつ安全な維持管理工事を実現する。



海岸における一元的整備の徹底

異なる省庁が所管する隣接した海岸については、大臣間協議等を積極的に活用し、主務省庁を一元化して実施することにより、効率的・効果的に海岸事業を推進

中小河川の管理の充実、津波・高潮対策のための三次元電子地図整備の推進

- ・ 河川測量があまり行われず河道状況等が十分に把握されていない中小河川について、三次元電子地図の整備により河道状況等を緊急に把握
- ・ 東海、東南海・南海地震時の避難警戒システム(いわゆる津波・高潮ハザードマップ策定等)に活用するため、海岸域の標高を広範囲に高精度でカバーする三次元電子地図を整備。併せて、海岸保全施設のデータベース機能への応用方策についても検討

特定事業先行調整費制度の創設(独立行政法人水資源機構)

一般にダムの本体工事は、経済的な計画に基づき事業を実施する場合において、一時的に多額の事業費を要する。この事業の性格上生ずる「事業費の山」に対して、独立行政法人水資源機構の保有する自己資金を活用し、年度事業費を先行的に調整し、後年度に所定の財源で措置することにより、事業工期を遵守しつつ、毎年度の財政支出の平準化を図る。

災害対策緊急事業推進費の創設(国土計画局所管)

洪水、高潮、土砂流出、地震等による災害の発生地域において緊急に実施することが必要な再度災害防止に資する事業等に対して、年度途中においても機動的な対応が可能な予算を創設する。